



●人材確保対策

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/221.html>

●「人材確保に効く事例集」

<http://koyoukanri.mhlw.go.jp/result/data/example.pdf>

●新規学卒者・若年者の雇用管理

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/241.html>

●「宮城働き方改革推進支援センター」

<http://miyagi-hatarakikata.com/>

●働き方改革の支援策

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000228544.pdf>

---

1. パワハラ対策のセミナーを開催します。

---

あなたの職場では、いじめや嫌がらせ、パワーハラスメントなどの問題はありませんか。もしそのような問題が放置されていると、従業員にとって働きがいのある働きやすい職場ではなくなってしまいますし、そのために従業員がやる気を失って生産性があがらなくなってしまいます。またせっかく戦力となった従業員が転職してしまったり、悪い評判がたつて採用が困難になってしまったりなど、まわりまわって企業経営に大きなダメージを与える危険性ができます。

もしそういう問題があれば、ただちに是正していかないといけませんし、なによりも問題が起きる前に、予防対策を講じておくことが必要です。

しかし、具体的にどう取り組めば良いのかわからない、当の本人にどう指導すればよいかかわからないという担当者の方も多いかもしれません。

また自分の会社では大丈夫だと思っても、見えないところでパワハラが起きていて気づかないという場合もあります。

厚生労働省では、こういう問題に会社としてどのように取り組めばよいのか、何がポイントなのか、企業の担当者を対象に、経験豊富な講師が具体的なノウハウでお伝えするセミナーを委託事業として開催しております。

ぜひ御参加ください。

日時：2018年7月31日（火）13：30～16：30

場所：東京エレクトロンホール宮城 401中会議室

受講料：無料

◇先着順につき、早めの申込みをお願いします。

●お申込フォーム（21世紀職業財団HP）

<https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/events/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8834）

---

## 2. 外国人雇用はルールを守って適正に

---

人手不足を背景として、高度な技能や知識を身につけた外国人の方を活用している事業主の方や、外国人技能実習生を受け入れている事業主の方、外国人留学生をアルバイトとして雇用している事業主の方がいらっしゃると思います。

外国人の雇入れ・離職の際は、その氏名や在留資格などをハローワークに届け出ることが義務づけられています。

6月の「外国人労働者問題啓発月間」にあたり、届出が適切に行われているか確認をお願いします。

また、外国人がその能力を十分に発揮できるよう、雇用管理が適切であるか、この機会に今一度確認してはいかがでしょうか。

●外国人指針

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/01.html>

【お問合せ先】職業対策課（022-299-8062）

---

## 3. 派遣労働者の受入れについて今一度確認を

---

平成27年9月に改正労働者派遣法が施行され、同じ派遣先の事業所で3年を超えて働くことは基本的にできなくなりました。なお、一定の手続きを経れば3年を超えて働くことはできますが、異なる課などへ異動することが必要になります。

平成27年9月30日以降に労働者派遣契約を締結または更新した派遣労働者について、必ず確認をお願いします。ただし、派遣元で無期雇用されている派遣労働者や60歳以上の派遣労働者などは対象外です。

※平成27年9月29日以前に労働者派遣契約を締結していた場合は、更新時において新法が適用になります。

●平成27年労働者派遣法の改正について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386.html>

【お問合せ先】 需給調整事業課 (022-292-6071)

---

#### 4. 無期転換ルールの適用が本格化しています

---

みなさんの職場にも、雇用契約期間が6ヶ月とか1年などの有期契約労働者の方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

有期契約労働者の雇用期間が反復更新されて5年を超えると、本人の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されることとなります。これは「無期転換ルール」といい、5年前に労働契約法改正によって定められたものですが、平成30年4月1日から、このルールの本格適用がはじまっています。

社内規定を整え、十分な対応をお願いします。

●有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

<http://muki.mhlw.go.jp/>

【お問合せ先】 雇用環境・均等室 (022-299-8844)

---

#### ★バックナンバー

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141.html>

---

#### ★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

- 
- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
  - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
  - ・文字は、1行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
  - ・登録していないにも関わらず本メールが配信され

た場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。

- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております、返信できません。
- ・携帯メールには対応していません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

---

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1  
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

---